

サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者研修の見直しについて

- 一定期間毎の知識や技術の更新を図るとともに、実践の積み重ねを行いながら段階的なスキルアップを図ることができるよう、研修を**基礎研修、実践研修、更新研修**と分け、実践研修・更新研修の受講に当たっては、**一定の実務経験の要件(注)**を設定。
※令和元年度から新体系による研修開始。旧体系研修受講者は、令和5年度末までに更新研修の受講が必要。
- 分野を超えた連携を図るための共通基盤を構築する等の観点から、サービス管理責任者研修の全分野及び児童発達支援管理責任者研修の**カリキュラムを統一し、共通で実施**する。
※共通の知識及び技術に加えて各分野等において必要な知識や技術については、今後専門コース別研修を創設して補完。
- このほか、**直接支援業務による実務要件を10年⇒8年に緩和**するとともに、基礎研修受講時点において、サービス管理責任者等の一部業務を可能とする等の見直しを行う。
※新体系移行時に実務要件を満たす者等について、一定期間、基礎研修受講後にサービス管理責任者等としての配置を認める経過措置を予定。

改定前

サービス管理責任者
実務要件
児童発達支援管理
責任者実務要件



相談支援従事者初任者研修の
講義部分を受講
サービス管理責任者等研修共通
講義及び分野別演習を受講(19h)



サービス管理
責任者
児童発達支援
管理責任者
として配置

改定後

【一部緩和】
サービス管理責任者
実務要件
児童発達支援管理
責任者実務要件
※実務要件に2年満たない
段階から、基礎研修の受講可



【改定】基礎研修
相談支援従事者初任者研修
共通講義(2日間)を受講
サービス管理責任者等研修**(統一)**
研修講義・演習を受講(15h)



OJT
一部業務
可能

【新規創設】
サービス
管理責任者等
実践研修
(14.5h)
※令和3年度～



サービス管理
責任者
児童発達支援
管理責任者
として配置



【新規創設】
サービス
管理責任者等
更新研修
(6h程度)
※5年毎に受講

(注)一定の実務経験の要件

- ・実践研修: 過去5年間に原則2年以上の相談支援又は直接支援業務の実務経験がある
- ・更新研修: ①過去5年間に2年以上のサービス管理責任者等・管理者・相談支援専門員の実務経験がある
又は②現にサービス管理責任者等・管理者・相談支援専門員として従事している



【新規創設】 専門コース別研修(任意研修)
※香川県は令和5年度の実施はありません。

サービス管理責任者等の研修見直しに伴う経過措置及び配置時の取扱いの緩和等について

経過措置について

①旧体系研修受講済みの者について

サービス管理責任者等研修
(旧体系)受講

H31(2019).4~(新体系移行)

施行後5年間(令和5年度末まで)は、更新研修受講前でも引き続きサービス管理責任者等として業務可能。

サービス管理責任者等更新研修
※5年毎に受講

②基礎研修受講時点で実務要件を満たしている者について
※令和元年度~令和3年度の基礎研修受講者に限る

実務要件を満たしている場合は、基礎研修受講後3年間、実践研修を受講していなくても、サービス管理責任者等とみなす。

入職

<実務経験>
相談支援業務5年
(有資格者の場合は3年)以上
もしくは直接支援業務8年以上

相談支援従事者
初任者研修
講義部分

サービス管理責任者等
【基礎研修】
講義・演習

基礎研修修了後3年間で
原則2年以上の実務
※基礎研修受講後に実務要件を満たした場合を含む。

サービス管理責任者等
【実践研修】
講義・演習

サービス管理責任者等
【更新研修】
※実践研修修了後
5年毎に受講

配置時の取扱いの緩和等について

- 既にサービス管理責任者等が1名配置されている場合は、2人目のサービス管理責任者等としては配置可能。
- 個別支援計画原案の作成が可能であることを明確化。

入職

<受講対象>
相談支援業務3年以上
(有資格者の場合は1年)以上
もしくは直接支援業務6年以上

相談支援従事者
初任者研修
講義部分

サービス管理責任者等
【基礎研修】
講義・演習

基礎研修修了後
原則2年以上の実務

サービス管理責任者等
【実践研修】
講義・演習

サービス管理責任者等
【更新研修】
※実践研修修了後
5年毎に受講